

令和4年度 国立市立国立第七小学校 不登校対応基本方針

不登校対応基本方針の意義

不登校は、特定の児童に特有の問題があることによって起こるのではなく、どの児童にも起こりうることとして捉え、関係者は不登校の状況になつた児童への理解を深めることが大切です。不登校が継続することは、本人の進路や社会的な自立のため、または家族の関係においても望ましいことはありません。基本方針は、本校における不登校児童の支援について、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、「社会的に自立することを目指し、個々の状況に応じた適切な支援を行います」さらに、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」を踏まえ、不登校の対応を総合的かつ効果的に推進します。

長期欠席と理由分類

長期欠席とは

- ・年度間(1年間)に欠席日数と「出席停止・忌引き等の日数」の合計が30日以上である児童。

理由分類

- 分類1 「病気」
- 分類2 「経済的理由」
- 分類3 「不登校」**
- 分類4 「新型コロナウイルス感染回避」
- 分類5 「その他」

不登校とその分類

不登校とは

- ・何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にあるため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いた者。

「不登校」の分類

- | | |
|----------------|------------|
| (ア) 学校における人間関係 | (イ) あそび・非行 |
| (ウ) 無気力 | (エ) 不安 |
| | (オ) その他 |

不登校への個々の状況に応じた適切な支援の基本的な考え方

不登校とは、多様な要因・背景によって、児童が「結果として不登校の状態になっている」ということであり、その行為を「問題行動」と判断しない。不登校は、その要因や背景が多様・複雑であることから、教育の観点だけで捉えて対応することが難しい面もある。一方で、児童に対しての教育が果たす役割が大きいことから、学校や教育関係者が一層充実した指導や家庭への働きかけ等を行うことが必要である。

共感的理解と受容の姿勢をもち、児童に寄り添う。

周囲の大との信頼関係を構築する過程で社会性や人間性を伸長させ、社会的自立につなげる。

教員の指導力の向上と組織的な対応に取り組む。

保護者・地域・関係機関と連携して取り組む。

不登校対応の具体的な取り組み

| | 未然防止 | 早期発見・早期対応 | 長期化への対応 |
|-------------------------|--|---|---|
| 共感的理解と受容の姿勢をもち、児童に寄り添う | <ul style="list-style-type: none">・「居場所づくり」…全教員が、全ての児童にとって学校が、「自分が大事にされ、存在を認識されている」など、自己存在感や、充実感を感じられるよう、意識的に取り組む・「絆づくり」…全教員が、日々の授業や行事等において、全ての児童・生徒が主体的に取り組む共同的な活動を通して、児童同士の絆が深まる場の設定を、意識的に行う | <ul style="list-style-type: none">・学級担任による全員面接(学期1回)・スクールカウンセラーによる全員面接(5年)・アクセスメントの実施・休み時間等における教員の校内巡回・児童へのアンケートの実施による実態把握(6月・11月)・校内推進組織にて情報共有と経過観察 | <ul style="list-style-type: none">・出会いを大切にする始業式のアプローチ・訪問支援・「混乱期」「低迷期」「回復期」と、見通しをもしながら、個に応じた支援 |
| 社会性や人間性を伸長させ、社会的自立につなげる | <ul style="list-style-type: none">・「あいさつ」「優しい言葉づかい」の励行・学級活動にてクラス遊びなどを実施、振り返りを行った相互理解ができる風土の構築・命の尊さを知り、自尊感情を高め、他者への理解や思いやり、規範意識、自主性や責任感などの人間性・社会性を育むための授業(道徳・特別活動) | <ul style="list-style-type: none">・命の尊さを知り、自尊感情を高め、他者への理解や思いやり、規範意識、自主性や責任感などの人間性・社会性を育むための授業(道徳・特別活動) | <ul style="list-style-type: none">・長期化への学習支援…個の実態に応じ、ICT等を活用するなどし、学習の支援を行う・学校内・外で学ぶ・育つ機会をもち、安心・安全・楽しさを感じられるようにする |
| 教員の指導力の向上と組織的な対応 | <ul style="list-style-type: none">・七小不登校対応基本方針の確認(4月)・調査の実施・把握と点検・改善・連続欠席3日、または断続欠席7日の時点で、欠席児童の状況を校内で共有し、支援が必要な場合は、ケース会議を開くなど、個に応じた支援策の検討を図る・スマイルースタッフ、スクールカウンセラー、家庭と子供の支援員との連携 | <ul style="list-style-type: none">・生活指導全体会(年2回)や生活指導夕会(毎週木曜日)での共通理解・校内推進組織(毎月の定例会)で登校渋り・いじめ事案とともに検討・ケース会議での共通理解・不登校未然防止「早期対応マニュアル」「実態把握・支援シート」の活用 | <ul style="list-style-type: none">・教職員全員の共通理解・「長期化の状況把握・支援」…教育相談室や教育支援室「さくら」(適応指導教室)及び民間施設等、学校外で相談・指導を受けている児童の出席状況や活動内容を把握 |
| 保護者・地域・関係機関との連携 | <ul style="list-style-type: none">・相談窓口の周知(4月・9月・1月)・個人面談にて(臨時のものも含む)不登校対応について共通理解(発展の可能性のある軽微なものも含む)・学校サポートチームとの連絡会(年複数回) | <ul style="list-style-type: none">・情報収集及び関係機関・専門家との相談・連携・欠席理由の確認、実態把握(欠席理由の分類) | <ul style="list-style-type: none">・全職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応・児童が置かれた環境への働きかけ |

不登校対応等のための組織

国立第七小学校不登校対策委員会

校内推進組織

校内における不登校に関する対応を実効的に行うための組織

- 生活指導主任
- 管理職
- 養護教諭
- 生活指導部員
- S C・S S W
- 家庭と子供の支援員

保護者・地域との連携組織

保護者・地域関係者と連携した不登校対策に向けての取組組織

(学校サポートチーム)

- P T A 役員
- 南学童保育所
- 学校評議員会
- 青少年地区育成会
- 七小地域見守り会
- 民生・児童委員等
- 学校医
- 児童相談所
- 保護司
- 子ども家庭支援センター
- 警察職員



◎長期化への対応